

嘱託登記業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、奈良県土地開発公社定款第五条の規定により次のとおり公告します。

平成二十六年十一月十一日

奈良県土地開発公社 理事長 稲山 一八

第一 競争入札に付する事項

一 業務名 平成二十六年一般国道二十四号（大和北道路）改築工事嘱託登記業務

業務番号 第二十六京―委二号

二 業務場所 奈良県大和郡山市下三橋町

三 業務概要 嘱託登記業務一式

四 業務期間 平成二十六年十二月九日（予定）から平成二十七年三月三十一日まで

五 予定価格 一二、三七六円（消費税及び地方消費税を含みます。）

（入札書比較価格 一一、四六〇円（消費税及び地方消費税を含みません。））

六 最低制限価格 七、四二六円（消費税及び地方消費税を含みます。）

（最低制限比較価格 六、八七六円（消費税及び地方消費税を含みません。））

七 入札方法 郵便による入札

八 落札者の決定方法 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」といいます。）について、競争入札参加資格確認を行った上で落札者を決定します。詳細は、入札説明書によります。

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

一 奈良県土地家屋調査士の会員又は主たる事務所の所在地が奈良県内に存する社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」といいます。）であること。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は、参加することはできないものとしします。

二 平成二十六年奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査士」に登録をしていること。

三 前号の登録所在地が奈良県奈良土木事務所又は奈良県郡山土木事務所管内であること。

四 その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第三 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所等
<p>入札説明書の交付</p>	<p>平成二十六年十一月十一日（火）から落札者決定の日まで</p>	<p>奈良県土地開発公社ホームページからダウンロードしてください。 ホームページアドレス http://www.nara-kousha.or.jp/tochi/index.html</p>
<p>仕様書等の閲覧（数字等が不鮮明な場合）</p>	<p>平成二十六年十一月十四日（金）午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）</p>	<p>大和郡山市満願寺町六〇一 郡山総合庁舎三階 奈良県土地開発公社総務企画課総務契約係</p>
<p>仕様書等に関する質問の提出</p>	<p>平成二十六年十一月十九日（水）午後四時まで</p>	<p>奈良県土地開発公社宛てにメールでご質問ください。 tochi@nara-kousha.or.jp</p>
<p>質問に関する回答</p>	<p>平成二十六年十一月二十一日（金）</p>	<p>奈良県土地開発公社ホームページに掲載します。 ホームページアドレス http://www.nara-kousha.or.jp/tochi/index.html</p>
<p>入札書受付締切</p>	<p>平成二十六年十二月一日（月）午後四時まで（期限までに到達したのみ有効。書留郵便に限り</p>	<p>送付先 〒六三九一〇四一 大和郡山市満願寺町六〇一 郡山総合庁舎三階</p>

	<p>ます。)。入札書は、二重封筒とし、表封筒に「十二月三日開札 平成二十六年一般国道二十四号(大和北道路) 改築工事嘱託登記業務 第二十六京一委二号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書を入れ、封印等の処理をすること。</p>	<p>奈良県土地開発公社理事長宛て(「親展」と朱書してください。)</p>
開札	<p>平成二十六年十二月三日 (水) 午前十時 入札書を郵送された方は、開札時に立会をお願いし ます。代理人の方は、委任状を持参してください。</p>	<p>大和郡山市満願寺町六〇一 郡山総合庁舎四階講義・研修室</p>
<p>「くじ」を行う場合の日時及び場所(対象者のみ)</p>	<p>平成二十六年十二月三日 (水) (開札後直ちに行います。)</p>	

注 表に掲げる期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除きます。

第四 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

提出先 奈良県土地開発公社総務企画課総務契約係

提出期限 平成二十六年十二月四日(木) 午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

提出方法 持参に限ります。

第五 その他

一 入札執行回数

入札執行回数は、一回とします。

二 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。

契約保証金は、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条に定めるところによります。

三 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者がした入札又は競争入札参加資格確認申請書で要求する資料等に虚偽の記載をした者の入札は、無効とします。

四 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が三者未満となったとき又は開札時に入札参加者が三者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

五 契約の不締結

1 落札決定後、契約の締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

2 落札決定後、契約の締結までの間に、落札者が六の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。

六 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

1 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」といいます。）第二条第六号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。

2 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

3 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

5 3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

7 本契約に係る下請契約等に当たって、1から5までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（6に該当する場合を除きます。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

七 手続における交渉の有無

無

八 当該業務に直接関連する他の業務委託の契約を当該業務委託の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

大規模な地図の訂正等が生じた場合に限り、随意契約を行うことができるものとします。

なお、随意契約により、契約を締結をするかの判断は発注者が行うものとし、契約単価は該当作業の累積単価に本業務の落札率を乗じた単価での契約とします。

九 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等

千六三九―一〇四一

奈良県大和郡山市満願寺町六〇―一 奈良県郡山総合庁舎三階

奈良県土地開発公社 総務企画課総務契約係

電話〇七四三―五一一〇二五二

十 関連情報入手する照会窓口

九に同じ。

十一 その他

詳細は、入札説明書によります。